

令和 5 年

第 2 回臨時輪之内町議会会議録

令和 5 年 10 月 11 日 開会
令和 5 年 10 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第2回臨時輪之内町議会会議録目次

10月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
諸般の報告	2
議案上程	2
町長提案説明	3
議第52号（提案説明・質疑・討論・採決）	3
閉会	1 1
会議録署名議員	1 2

令和5年10月11日開会 第2回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年10月11日

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案上程

日程第5 町長提案説明

日程第6 議第52号 輪之内町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会 計 室 長	田 内 満 昭
教 育 課 長	野 村 みどり	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹	産 業 課 長	松 井 和 明
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時30分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回臨時輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますから、令和5年第2回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 浅野重行君、7番 高橋愛子君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和5年度8月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から提案説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

皆さん、おはようございます。

残暑厳しい夏もようやく朝晩すっかり秋めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日は臨時議会を招集させていただきましたところ、御参集をいただき誠にありがとうございます。

それでは早速本日提出させていただきます議案の内容について御説明を申し上げます。提出議案は契約案件1件で、輪之内町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結についてでございます。本件におきましては、過日一般競争入札に付しまして、現在は仮契約を締結しておりますが、本日議案を御審議いただき、本契約を締結させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議案については以上でございます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第52号 輪之内町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第52号について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議第52号 輪之内町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内町文化会館空調設備改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。令和5年10月11日提出、輪之内町長でございます。

契約の内容でございますが、工事名は、輪之内町文化会館空調設備改修工事でございます。工事の場所は、輪之内町文化会館。工期につきましては、着工は本契約締結の日、完成は令和6年3月29日。契約金額は、1億7,710万円。契約の相手方は、岐阜県岐阜市本郷町5丁目16番地、戸島工業株式会社、代表取締役 荒川晶一でございます。

先ほど町長の提案説明の中でございましたように、文化会館の既存の空調設備改修整

備を行うものであります。9月29日に開札を行い、10月3日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は2者でございました。9月14日に工事の公告を行い、9月29日に開札、10月3日選定委員会にて審査を行い、10月3日に仮契約、そして本日審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

本案に反対するものではございませんが、2つ、3つ、質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、この契約に当たって今説明がありましたように、2者の応札ということを知りましたが、これは2者というのは成立はすると思うんですが、非常に少ない応札者だった、業者が少なかったと私は思うんですが、少ないのは何でかということはどういうふうにお考えですかということと、2つ目には、1億7,710万円の価格は大変高額ですが、この保障というのはどういうふうになっていますか。今までどおり、毎年保守点検をして今までどおり進めるつもりなのか、一定の保障はされているのか、そこら辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

その次に、これだけの工事なので、条例の2条に言われたみたいに、既設にあるやつを処分して新しいものに取り替えるということであると思うんですが、その処分費というのがこの中に含まれていると思いますけれども、その含まれた中に資源としての価値はどのくらいあり、またそれは見積りの中にどういう具合に反映されているかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つだけ。これは本案には関係があるということで御質問させていただくんですが、本案につけるこの空調設備改修工事、これに対する設計委託の中に、現在使用中のものに新しく設計をし直して造るものなのか、今のものを生かしながら新しいものに替えていくというやり方なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

まず1点目の2者は少ないのではないかとありますが、一応、一般で公募して2者しかちょっと入ってこなかったのです。それが結果でございます。

2点目です。保障についてですが、保守点検は行いません。冷暖房の切替えのみを行

います。

3点目です。処分費についてですが、撤去品の下取りは見込んでいなくて、機械は廃材処理としております。なぜかといいますと、鉄とかいろんなものが混じっておりますので、ちょっと分別をできないので廃材処理といたします。

設計委託は現在のものを生かしながらやるのかということですがけれども、機器については全部更新をいたしますので、機械については新しくなります。ダクトは再利用のため今のものを使用いたします。以上でございます。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

一般競争入札で応札されるのが2者だったということですが、これはこういう特殊な業界なのか、また町の出してみえる価格に魅力がなかったのか、それか範囲はどこまでの範囲で一般競争入札というのはされるのか。県内のみですか、それか東海地区全部を含めての範囲で一般競争入札というものはされるものか、私分かりませんのでお尋ねしたいと思います。

それから、保守点検は一応やらないということでお聞きしましたが、切替えのみの点検というのはちょっと意味が分かりません。これはどういう意味を持たしているのか、それも含めて点検は業者じゃなげなできないのか、そういう切替えはできないのかということと、もう一つ。廃材処理というふうにお聞きしましたが、こういう空調関係というのは、非常に鉄にしろ、銅パイプにしろ、出てきたものに対しては比較的分別が可能なものが結構あると思うんです。今、鉄ですとキロ45円から48円ぐらいで非常に高くなっております。ましてや銅となりますとかなり高額になってきまして、この機械に対する廃材部分、これはどれだけ見込んであるか教えていただきたいんですが、これは非常にそこら辺はえらいアバウトやなあというふうには。

一般家庭におきまして、私も小さいエアコンですがけれども、交換しますと室内機はほぼほぼプラスチックやで要らんと申しますけれども、室外機におきましては1台6,000円を買っていきます。それは何でか、やっぱりそれだけのものがあるということでした。

1億7,000万も今回の工事にかける、それに対価としての機械代が何割あるかよく分かりませんが、積算に出ませんので。ですが、かなりのそういう処分するものが出るのではないかなあというふうを考えるわけです。ですから、その辺についても業者の言葉をうのみにするのでなくて、それもきちっと積算をやはりすべきだと私は思うんです。

この本体は一体全体幾らかかっているのかということと、設計に関して現在のものを使いながら機械のみの更新だというふうにお聞きしましたが、そういうふうに解釈していいのかわかりませんが、そういうふうには私は解釈しました。ですと、何のために、何

を設計するんだと。位置を変えるとか、全くそういった一旦造り直さんならん部分がたくさんあったので設計し直すんだということであればよく分かりますが、既存のものを使っていくのに何でそこまで設計をせなあかんのやということに、私は少し疑問を感じますが、お答えがいただけるものであればお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

まず1点目の一般競争の範囲ですけれども、こちらにつきましては岐阜県内に本社を置くという条件で募集をしております。

2点目です。切替えというのは、冷房と暖房の切替えです。すみません、言葉が足りませんでした。冷暖房の切替えの作業をしていただきます。

それから3点目、廃材についてですけれども、撤去費用につきましては92万円、撤去空調機のフロンガス回収工事につきましては165万円を設計してあります。ただ、その機内には鉄以外の混合物があるもので、その鉄、機械に対する廃材はちょっと積算されておられません。

あと4点目、設計についてですけれども、出来上がって33年ぐらいたってございまして、もちろん機械はそのままりプレースするんですけれども、ダクトのほうもやっぱり天井を開けてみないと分からないもので、一応設計のほうにお願いしてあります。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

大体意味は分かったんですが、この競争入札、これについて県内のみという規定があるのかどうか。何でかというのと、やった結果において、2者というのはあなたと私しかいないんですわ。ですから、少なくとももう少し、少なからずも4者、もしくは5者ぐらいの応札がある中のやっぱりこういうものが出来上がったほうがいいんじゃないかな。

要するに、これだけのものをやれる業者が県内には基本的には2社しかない。今までも戸島工業さん、いろいろ町の施設の中の空調関係をほぼほぼ受けておみえになるんですが、何でやろうなあとずうっと思っておったんです。そしたら、今聞いたら、県内には2社、応札できるような業者の方は2社しかないんだということではずうっと来ておるんであれば、やっぱり愛知県までとか東海3県ぐらいは広げても、別にそこが落札されるとは限りませんが、一応そういう、もう少し広い目で見ただほうがいいのではないかな。

と。あくまでも戸島工業のためにあるわけではないので、やっぱりもう少し、いつも2者とかそういう少ないのであれば、やはり考えるべきではないかと私は思います。

それから、冷暖の切替え、これは業者でなければできないものかどうかということも、その戸島工業に聞いて、そりゃあ資格がある者がやらなあかんと言うかどうか分かりません。私は素人ですし分かりませんが、たかが切替え、されど切替え。切替えのために業者を呼ばなんのやったら、それは保守点検とは言わないのではないですかね。運転の仕方についての委託と。点検じゃあないですよ。点検とは、いいか悪いか、悪いところがないか、不具合がないか、それを点検するのが点検であって、冷暖の切替えというのは運転操作に対する委託と。それはせなあかんものかどうかということも私は分かりませんが、自動的に温度を上げれば暖房に切り替わる、今の時代ですので手でちやちややるような話ではないと思うんです。ただ、操作基盤の中で多分替えられるものではないかしらんと私は素人考えで思うわけなんで、そのために保守点検という名目でお金を払うのはいかがなものかと思えます。

それから次に、処分費は、混ざっておる混ざっておると課長はおっしゃっているんですけども、全て、どんなものでも車1台壊しても、プラスチックから重金属の混ざりから何でも全て混ざっておるんですが、きちっと一定の金をもってリサイクルできます。だから、こういうものに対してできないということはないと思うんです。それについては価値は絶対あると思います。それをなし崩しにないような言い方で納得されるのは、一般家庭においてはえらい損害ですよ。これはやっぱり行政といえども、そこら辺のことはきちっと認識を持ってやっていただかんとこれから先も、今までそれでよかったかもしれないかもしれませんが、やっぱりみんなの目が結構厳しい目があるので、やはりそういうことを指摘されたときに後々困りますので、やっぱりそこら辺も含めてきちっと業者との打合せの中で精査して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そしてから、4番目の設計に関して、ダクトが傷んでおるとか傷んでおらんとかいうのは設計業者が中を見に来るんですかね。設計業者は見に来ませんでしょう、多分。やっておるときに分かることであって、あらかじめ設計委託の中にそれがどういう形で私反映されるか、今まで使っておるものをそのまま使うというのであれば、どういうふうに設計、それをまたし直すんですかね。私、ちょっとそこら辺が理解し難いもので、もう少し分かれば、分からな結構ですが、課長も専門家ではないので分からないと思うんですが、分かれば教えていただきたいし、分からなかったらこの設計業者にやっぱりきちっとした返事をいただけるようお願いしたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

まず一般競争の件ですけれども、今後はもうちょっと範囲を広げて入札をしていき

いと検討していきます。

保守点検のほうですけれども、こちらは保守点検ということでちょっと答えてしまいましたが、保守点検ではなくて冷暖房の切替えなのでスポット的なものなので、保守点検には、すみません、入れなくても大丈夫です。入れません。

それから3点目です。処分費につきましては、ちょっと私も認識が甘いので、もうちょっと検討してまいりますので、すみません、よろしくお願いします。

4点目、設計のほうでは取りあえず今の設計はしていただいていますけれども、業者さんは設計監理のほうもありますので、今後工事に入って監理のほうも委託しておりますので、それでもし変更がありましたら変更ということもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

議長のお許しを得ましたので質問させていただきたいと思います。

今議会に議案提出されました契約の工事の工期ですけれども、完成日が令和6年3月29日になっております。地方自治法施行令では、工事費の支払いは完成検査の合格の日の属する年度という決まりになっております。今回の工事の場合は、3月31日までに完成検査を実施しないと、支払いは本来の年度の令和5年度から令和6年度に変更になります。3月29日に完成届を受理すると、同時に大量の工事関係書類が提出されます。内容を確認するのに相当な時間がかかると思います。今回は設計監理業務を委託しているので書類の確認はある程度短縮されると思いますが、3月中の完成検査は困難ではないかと思います。大きな工事は書類確認の時間を多く取ります。それは、ちゃんと工事が実施されたか、時間をかけて確認するためであります。年度末の工事が3月上旬までに工期終了期間を設定していることが多く見受けられるのは、検査期間の確保のためです。今回の日程では、完成検査と支払いに無理が生じませんか。

それからもう一点、よく町の施設が完成すると完成式をして関係者に見てもらいます。今回は施設の修理ですので完成式はないと思いますが、仮にも臨時議会を開催しての修理です。完成後、完成検査後直後に私たちが現場を見られる機会をつくっていただけるかどうかという、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

3月中の検査は無理ではないかというお話でございますが、これについては確かにおっしゃるのも一理あるというふうには思いますが、この完成検で前々から常に打合せ等をやる、設計監理についてやりますので、その打合せ等を密にして、なるべく速やかに完成検査ができるようにしてまいりたいというふうに思っております。

また、完成式については、議員おっしゃったように、新たに造るものではないので完成式候はやりませんけれども、そういったことを見せてくれということであれば、これは拒むものではありませんので結構でございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

参事の答弁は簡単に言いますと、工期は変えないけれども、打ち合わせて早くするという、議会の答弁で仮定の話はやっぱり駄目だと思いますね。仮定は虚偽と紙一重でありますので、それは仮定ができなかった場合は事実と異なることになるかと思えます。私、工期を短くしてくださいとか、そんなことはないです。やはり、私の1点目の質問というのは会計処理上のことで質問させていただいたので、会計処理上のことで答弁をするのが私は筋じゃないかなと。今の答弁は仮定の答弁ですので、私は会計処理上で質問したので、会計処理上で答弁をしていただきたいと思えます。

ということはどういうことかと言いますと、3月末に厳しい状況ができれば、皆さん方は公務員ですから法に守られております。法に守られた人間は法を守ればいいんです。3月末に厳しいということであれば、正々堂々と支出負担行為を起こして繰越明許をすればいいんです。ですから、3月末に厳しいなと思ったら、繰越明許をして正々堂々と令和6年度に事業を少しずらしてでも検査期間を取るのが、私は答弁としてはそういう答弁じゃないといけないと思ってます。仮定の答弁というのは、その場しのぎの答弁になりますので。

なんで私がこんな質問をしたかと言いますと、3月31日、4月1日には例年消防団の入・退団式があります。本日の議案は、議会だより等で3月29日に完成するというのを住民、町民、周知の中で広報されるわけです。そのときに集まった皆さん方が、工事看板があったり、冷暖房がつかなくなったら、何じゃこれという話になるんじゃないかなということでもあります。

つまり、業者には無理にかけず、会計処理上も問題がない、法律に基づいた仕事をやっていただきたい。普通に考えて、3月29日に完成して完成検査いつやるんですかということ、素人が考えたってそう思うんじゃないですか。

第2質問としては、現状のままいかれるのか、繰越明許をされて、法律に基づいて来年度にずれればやらせていただきます。それが住民が見ても、正々堂々とした仕事じゃ

ないですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ありがとうございます。御指摘ありがとうございました。

確におっしゃるとおりでございます。会計規則等を遵守すれば繰越明許、その中でもこういった繰越要件、事故繰越になるのか、その辺はまだこれからの話でございますが、そういった手法もあるということは私も重々承知しておりますので、そういったことも視野に入れながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

御答弁ありがとうございました。

最後に、工事の安全と速やかな完成を祈りまして質問を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第52号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

は、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年第2回臨時輪之内町議会を閉会します。大変御苦勞さまでございました。

(午前10時01分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月11日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 浅野 重行

署名議員 高橋 愛子